

## 小規模事業者持続化補助金〈追加公募〉

経営計画に基づいて実施する

販路開拓等の取り組みに対して **50万**円を上限に

**補助金**（補助率2/3）がでます！

例えば・・・

- ・店舗の改装をしたい！・新商品を開発したい！・パッケージを新しくしたい！
- ・看板を設置したい！・ホームページで販路を拡げたい！・新事業の備品を買いたい！
- ・高齢者のため新サービスや設備を導入したい！ など

※(例)60万円支出の場合、3分の2の40万円が補助。

◎補助対象者：小規模事業者であること

参考：小規模事業者の定義

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

**補助率** 補助対象経費の2/3以内  
**補助額** 上限50万円

受付締切：平成29年5月31日(水)

※申請書作成には、最低でも1週間は必要です。申請を検討される方は  
早めに商工会までご相談下さい。

新たに取り組みたいことや、購入したいものがあれば、まずお気軽に商工会にご相談下さい。商工会が申請書の作成のお手伝いをいたします！

●お問い合わせは・・・

平田村商工会 Tel0247-55-2276 担当：橋本

経営計画の作成など  
申請は商工会がお手伝  
いします！

